

鳥取市社会福祉協議会敬老祝賀事業要綱

(目的)

第1条 多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝福することを目的として開催される敬老祝賀事業の実施に要する経費を助成することにより、高齢者福祉に対する市民の理解を深め、高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。

(事業主体)

第2条 本事業の事業主体は、鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）とする。

(助成基準)

第4条 本事業に係る助成基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 対象者助成金
1人あたり金1,270円
- (2) 地区割助成金
1地区あたり金10,000円

(交付申請等)

第5条 本事業の助成金交付申請等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地区社協会長は、助成金申請書(様式1)を市社協会長へ提出する。
- (2) 交付決定後、地区社協会長は、助成金請求書(様式2)を市社協会長に提出する。
- (3) 請求を受けた市社協会長は、決定通知を地区社協会長へ送付し、助成金を交付する。

(実績報告)

第6条 地区社協会長は、事業完了の日から起算して1か月を超えない日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 助成金報告書(様式3)
- (2) 実施報告書(様式4-1、又は4-2及び4-3)
- (3) 収支決算書(様式5)

(助成金返還)

第7条 本事業完了に伴い、すでに交付した助成金について、返還が生じる場合は、

助成金返還届に返還金を添えて、市社協会長へ返還するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業について必要な事項は、鳥取市の定める鳥取市敬老祝賀事業補助金交付要綱によるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行するものとする。